

**旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する  
事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び  
貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する  
事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合  
における許可等の取扱いについて（概要）**

## 1. 背景

過疎地域においては、人口減少に伴う輸送需要の減少・担い手の確保が深刻な課題となっており、過疎地域における人流・物流サービスの持続可能性の確保のためには、従来の自動車運送事業のあり方とは異なる新しい事業展開を可能とし、その生産性向上を図っていくことが必要である。

今般、旅客自動車運送事業者は旅客の運送に、貨物自動車運送事業者は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、過疎地域において事業の「かけもち」や自家用有償の仕組みの活用を可能とすることで、自動車運送事業の生産性向上を図るため、所要の措置を講じる必要がある。

## 2. 概要

- (1) 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱いについて

貨物自動車運送事業の許可については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）（以下「処理通達」という。）に、一般旅客自動車運送事業については、その種別に応じて、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日付け国自旅第71号）、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業許可の変更認可申請の処理について」（平成11年12月13日付け自旅第128号・自環第241号）又は「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日国自旅第72号）、特定旅客自動車運送事業については「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）（これらの4つの通達について、以下「処理方針」という。）に基づき取扱っているところであるが、今般、過疎地域における物流の確保等を目的として、旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

### I. 乗合事業者による一般貨物自動車運送事業の許可

一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）が一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「乗合車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合において、350キログラム以上の貨物を運送する場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱いについては、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理通達に基づき審査を行うこととする。

(I) 最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する乗合車両を含めて、乗合事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

(II) 損害賠償能力

- ①自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（平成29年金融庁告示第6号）で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。
- ②一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、乗合事業者が管理する事業用自動車100両以下である場合、乗合事業者として加入すべき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。以下「旅客自動車運送事業賠償基準告示」という。）で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、乗合事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

(III) 許可に付す条件

①運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、路線を定めて行う乗合事業にあつては定められた路線のとおり、区域を定めて行う乗合事業にあつては営業区域内とすること。ただし、旅客運送を行わず貨物運送のみを行う場合は、この限りではない。

②積載できる貨物の重量

旅客が乗車する場所に積載できる貨物の重量は、原則として、車両乗車定員数から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量（単位キログラム）（以下「貨物の基本積載量」という。）以内とすること。

ただし、バス等の車両の性質を失わない範囲で車両を改造して積載する場所を確保する場合には、減少させた座席数に55を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量以内とし、旅客の手荷物を積載する場所に貨物を積載する場合には、乗車定員数に20を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量（旅客の手荷物の重量を除く。）以内とすること。

③旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

- (i) 旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていること。
- (ii) 旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がないこと。
- (iii) 旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるように配慮す

ること。

- (iv) 旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の毀損並びに貨物に係る個人情報の流出を防止する措置を講ずること。
- (v) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客と同時に運送しないこと。

④貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、乗合事業の用に供する車両であって、処理通達に基づき届出のあったものに限ること。

⑤輸送の安全確保

貨物自動車運送事業法をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

⑥許可の有効期間

許可の有効期間は、許可を取得した日から起算して2年間とする。

⑦乗合事業の廃止又は休止

乗合事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、乗合事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

## II. 貸切バス事業者による一般貨物自動車運送事業の許可

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「貸切バス車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱いについては、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理通達に基づき審査を行うこととする。

### (I) 最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する貸切バス車両を含めて、貸切バス事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

### (II) 損害賠償能力

- ①自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。
- ②一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、貸切バス事業者が管理する事業用自動車が100両以下である場合、貸切バス事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、貸切バス事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

### (III) 許可に付す条件

#### ①運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち、郡に属する町若

しくは村又は人口が3万人に満たない市（以下「過疎地域」という。）とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

②積載できる貨物の重量

I. (Ⅲ) ②に同じ。

③旅客運送との関係

I. (Ⅲ) ③に同じ。

④貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、貸切バス事業の用に供する車両であって、処理通達に基づき届出のあったものに限ること。

⑤輸送の安全確保

I. (Ⅲ) ⑤に同じ。

⑥許可の有効期間

I. (Ⅲ) ⑥に同じ。

⑦貸切バス事業の廃止又は休止

貸切バス事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、貸切バス事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

Ⅲ. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）が一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱いについては、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理通達に基づき審査を行うこととする。

なお、車載自動車による旅客及び貨物の運送については、「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて」（平成16年3月2日付け国自旅第211号、国自貨第142号）により取り扱うこととし、本通達の取扱いによらないこととする。（Ⅶ.において同じ。）

(Ⅰ) 最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を含めて、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

(Ⅱ) 損害賠償能力

①自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。

②一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管理する事業用自動車100両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

(Ⅲ) 許可に付す条件

①運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

②積載できる貨物の重量

I. (Ⅲ) ②に同じ。

③旅客運送との関係

I. (Ⅲ) ③に同じ。

④貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、処理通達に基づき届出のあったものに限ること。

⑤輸送の安全確保

I. (Ⅲ) ⑤に同じ。

⑥許可の有効期間

I. (Ⅲ) ⑥に同じ

⑦タクシー事業の廃止又は休止

タクシー事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

⑧貨物運送中の表示

タクシー事業者が貨物運送により旅客の引受けができない場合は貨物運送を行っている旨の表示を行うこと。

IV. 乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可

乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者がそれぞれの事業の用に供する事業用自動車を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する事業用自動車を用いて一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業を行う場合の許可の取扱いについては、処理通達及びI. からⅢ. までを準用することとする。

V. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による乗合事業の許可

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下「貨物車両」という。）を用いて乗合事業を行う場合の許可の取扱いについては、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針に基づき審査を行うこととする。

(I) 許可の対象

乗合事業を行おうとする路線の一部又は営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

(II) 最低車両台数

乗合事業の用に供する貨物車両も含めて、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「貨物事業」という。）の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

(Ⅲ) 損害賠償能力

- ①自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、貨物車両の大きさ等に応じて、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、普通貨物自動車（営業用）又は小型貨物自動車（営業用）に加入していれば足りるものとする。
  - ②一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。
- (IV) 許可に付す条件
- ①運送を行う区域  
旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、路線を定めて行う乗合事業にあつては路線の一部が過疎地域であること、区域を定めて行う乗合事業にあつては発地又は着地が営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。
  - ②貨物運送との関係  
I. (Ⅲ) ③に同じ。
  - ③旅客運送に用いることができる車両  
旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であつて、処理方針に基づき届出のあったものに限ること。
  - ④輸送の安全確保  
道路運送法をはじめ、乗合事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。
  - ⑤協議会等への参加  
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会又は道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があつた場合には、これに応じること。
  - ⑥許可の有効期間  
I. (Ⅲ) ⑥に同じ。
  - ⑦貨物事業の廃止又は休止  
貨物事業を廃止した場合は乗合事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は乗合事業を廃止又は休止すること。

## VI. 貨物事業者による貸切バス事業の許可

貨物事業者が貨物車両を用いて貸切バス事業を行う場合の許可の取扱いについては、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針に基づき審査を行うこととする。

- (I) 許可の対象  
貸切バス事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。
- (II) 最低車両台数  
貸切バス事業の用に供する貨物車両も含めて、貨物事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。
- (III) 損害賠償能力  
V. (Ⅲ) に同じ。
- (IV) 許可に付す条件

①運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

②貨物運送との関係

I. (Ⅲ) ③に同じ。

③旅客運送に用いることができる車両

V. (Ⅳ) ③に同じ。

④輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、貸切バス事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

⑤貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は貸切バス事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は貸切バス事業を廃止又は休止すること。

VII. 貨物事業者によるタクシー事業の許可

貨物事業者が貨物車両を用いてタクシー事業を行う場合の許可の取扱いについては、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針に基づき審査を行うこととする。

(I) 許可の対象

タクシー事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

(II) 最低車両台数

タクシー事業の用に供する貨物車両も含めて、貨物事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

(III) 損害賠償能力

V. (Ⅲ) に同じ。

(IV) 車種区分

原則として、乗車定員に応じて特定大型車又は普通車のいずれかに区分することとする。

(V) 許可に付す条件

①運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

②貨物運送との関係

I. (Ⅲ) ③に同じ。

③旅客運送に用いることができる車両

V. (Ⅳ) ③に同じ。

④輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、タクシー事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

⑤協議会等への参加

V. (Ⅳ) ⑤に同じ。

⑥許可の有効期間

I. (Ⅲ) ⑥に同じ

⑦貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合はタクシー事業を廃止し、貨物事業を休止した場合はタクシー事業を廃止又は休止すること。

⑧運送の申込み

営業所に対して運送の申込みがあった運送の引受けに限ること。

Ⅷ. 貨物事業者による特定旅客自動車運送事業の許可

貨物事業者が貨物車両を用いて特定旅客自動車運送事業を行う場合における特定旅客自動車運送事業の許可の取扱いについては、処理方針及びⅤ. からⅦ. までを準用することとする。

(2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈運用について」の一部改正について

一の事業者が旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業等（一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。以下本項目において同じ。）を営業者とする場合の運行管理者、補助者の兼務の可否について整理、明確化する。

※ 本項目の内容は貨客混載事業を行う事業者に限らず、旅客自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業等を兼業する事業者全般に係る。

I. 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正

(I) 旅客自動車運送事業の運行管理者は、他の営業所の運行管理者・補助者を兼務することができないとしているところ、同一敷地内の同一事業者の一般貨物自動車運送事業等の営業所の運行管理者・補助者の兼務を可とする。

ただし、運行管理者を兼務する場合には、運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする事業種類の定めに応じた人数の運行管理者を選任すること。

(II) 旅客自動車運送事業の補助者が、同一事業者の他の営業所の一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務することを可とする。（旅客自動車運送事業の補助者については従前から兼務可能）

II. 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

(I) 一般貨物自動車運送事業等の運行管理者は、他の営業所の運行管理者・補助者を兼務することができないとしているところ、同一敷地内の同一事業者の旅客自動車運送事業の営業所の運行管理者・補助者の兼務を可とする。

ただし、運行管理者を兼務する場合には、運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする事業種類の定めに応じた人数の運行管理者を選任すること。

(II) 一般貨物自動車運送事業等の補助者が、同一事業者の他の営業所の旅客自動車運送事業等の補助者を兼務することを可とする。（一般貨物自動車運送事業の補助者については従前から兼務可能）

なお、旅客自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業等の運行管理者、補助者を兼務する場合にあっては、それぞれの資格や要件を満たす必要がある。



### 3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出	平成29年8月
通達施行	平成29年9月